

# 小規模型

簡易耐震診断等を受け、瞬時に倒壊に至らない程度の耐震改修工事(耐震改修後の評点0.7以上1.0未満をする方に対し、工事費の一部を補助します。

兵庫県の「わが家の耐震改修促進事業」の補助を併せて受けることはできません。  
**所得税の特別控除と固定資産税額の減額処置は、受けることができません。**

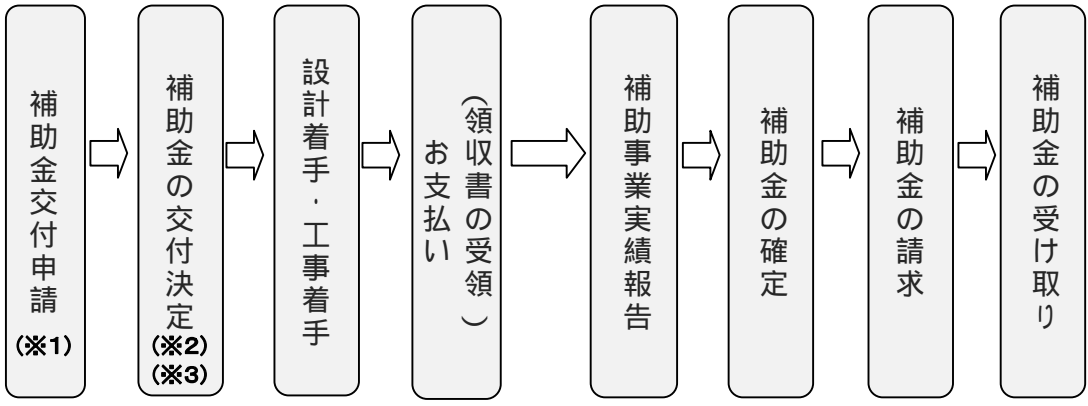
	耐震改修の計画策定に対する補助	耐震改修工事に対する補助
対象者	西宮市内に対象となる住宅を所有する市民	
対象住宅	下記のすべてを満たす木造戸建住宅 (店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。 ただし、プレハブ工法等の特殊な工法の住宅は対象外です。)  ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅 ・違反建築物に対する措置(建築基準法第9条)が命じられていないもの ・改修前の耐震診断の結果、全体の評点が0.7未満であるもの	
対象費用	耐震性の評価を0.7以上1.0未満とするための耐震改修計画の策定とそれに伴う耐震診断に要する費用	耐震性の評価を0.7以上1.0未満とするための耐震改修工事に要する費用
補助金額	対象費用の1/2または20万円のうち低い額	対象費用の1/4または30万円のうち低い額

## 補助金額算定の事例

戸建住宅で240万円の耐震改修工事を行った場合(小規模型)

市 補助:  $240万円 \times 1/4 = 60万円$       30万円      合計 30万円

# 申請の流れ



- (※1) 一般型の補助を受ける場合には、兵庫県「わが家の耐震改修促進事業」の交付決定通知書の写しの添付が必要です。
- (※2) 交付決定前のご契約は、補助対象にならなくなります。
- (※3) 交付決定通知後に事業内容の変更があった場合は、別途手続き等が必要です。

事業の詳細及び概要については、下記までお問い合わせ下さい

【お申し込み窓口・お問い合わせ先】 西宮市役所 南館2階 建築指導グループ  
 電話: 0798 - 35 - 3705